

伊予市地域おこし協力隊募集要項

瀬戸内海に面する愛媛県伊予市は、古い町並みの残る旧伊予市、豊かな自然に囲まれた旧中山町、伊予灘の絶景が望める旧双海町の1市2町の合併により平成17年4月に誕生し、今年20周年を迎えました。気候はとても穏やかで、人口は約35,000人となっています。県都松山市から南西約10km余りの距離に位置し、鉄道2路線が走るなど良好なアクセスにある一方、市内には田園地帯から緑豊かな山間部、海沿いの港町まで多彩な表情があり、各地域では、住民同士の集まりが自然や風土、文化を生かし、様々な活動を行っています。

今回隊員となられる方には、行政のサポートを受けつつ、市民とのやり取りを重ねる中で、地域を自分なりの視点で見つめ、連携しながら、地域づくり活動にチャレンジしていただきたいと考えています。あなた様と市民の皆さんが、ともに、より幸せな暮らしを実現するため、自身の経験や能力を発揮したいという意欲と行動力のある方のご応募をお待ちしています。

1 募集人数

各1名

2 任務

- ① 双海地域にて、次の活動テーマに沿って、自身の経験や能力を生かし、市民、地域団体、事業者等と連携しながら地域協力活動を行っていただきます。

配属課	着任日	活動テーマ	活動概要
商工観光課	随 時 ※着任日は希望に応じて柔軟に対応します。	JR 下灘駅周辺の活性化事業	JR 下灘駅は、伊予市双海町に位置する JR 四国予讃線の無人駅であり、単式ホーム1面1線の簡素な駅構造を有しています。駅舎は昭和の情緒を感じさせる佇まいを残し、ホームの目の前には伊予灘が広がっています。特に夕刻には、瀬戸内海に沈む夕日と列車が織りなす光景が多くの人々を魅了し、映画やテレビ、旅行雑誌などでたびたび紹介されてきたこともあり、内外から観光客が訪れる「絶景駅」として高い評価を受けています。そんな JR 下灘駅をあなたのアイデアと情熱で地域住民と観光客の調和のとれた地域にして下さい。 ・ JR 下灘駅にて伊予市の観光案内ガイド ・ 駅周辺の環境整備(駐車場から歩いて楽しめる環境づくり) ・ 地域の将来を見据えた商品開発や地域住民と協働した地域振興



瀬戸内海が一望できる下灘駅



夕焼けの時間帯の下灘駅

- ② 伊予市全域を対象に事業所訪問を実施し、事業承継、創業支援、企業誘致など、幅広い事業者支援を進め、地域産業の発展を後押しします。

配属課	着任日	活動テーマ	活動概要
商工観光課	随 時 ※着任日は希望に応じて柔軟に対応します。	・事業承継 ・企業誘致 ・創業支援	当市ではこれまで、企業との情報共有は主に商工会議所等を通じて行っており、市が直接企業と接する機会は限られていました。そのため、企業との協力体制が整わず、現状や課題の把握が不十分な状況にあります。 今後は、市内企業を直接訪問することで、経営課題やニーズを丁寧に把握し、課題解決に向けた支援を進めます。また、商工会議所等の関係機関と連携しながら、事業承継、企業誘致、創業支援など、地域産業の活性化に資する取組を推進します。あわせて、企業と市をつなぐパイプ役として、信頼関係の構築・強化に取り組んでいただきます。 ※ 金融や中小企業診断などの業務経験がある方は、特に歓迎します。



下三谷工業団地



中心市街地

3 応募資格

- (1) 転出地について国が定める地域要件を満たしており、任用に伴い、本市（活動地域）へ住民票を異動し、居住できる方

※ 地域要件については、伊予市地域創生課（末尾参照）へお問い合わせいただくか、以下の総務省ウェブページでご確認ください。

（総務省ウェブページ）

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの地域要件について」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000862229.pdf

「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

- (2) 普通自動車運転免許証（AT 限定可）を取得している方、又は着任日までに取得できる方
- (3) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセルの書類作成、メール等）ができる方
- (4) 2次選考（面接試験）までに伊予市を訪れ、当市の協力隊活動や暮らしをテーマに視察をする方

着任後のミスマッチを減らすため、現地視察を応募資格の一つとします。視察時は、市担当課職員がサポートし、ご希望のテーマに沿ってご案内します（宿泊先の相談も可）。お問合せは、伊予市商工観光課（末尾参照）までお願いします。

- (5) 次のいずれにも該当しない方

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

- イ 伊予市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
- (6) 地域住民と協力しながら、地域の課題解決につながる活動に従事したいという意欲のある方

4 勤務条件等

(1) 任用

伊予市の会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2）として任用します。会計年度任用職員とは、単年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに任用される一般職の非常勤職員です。

(2) 任期

随時受付（採用が決まり次第、募集を中止します。）

※ 年度末ごとに、任用の職が必要と認められ、かつ勤務実績が良好な場合は、再任用され着任日から最長3年間任用されます。

※ 任期については、応募書類の提出（項目5参照）時にご相談ください。着任日など、可能な範囲で柔軟に対応します。

(3) 報酬

月額報酬：203,000円（1年未満）、205,000円（1年以上）

賞与：期末手当（年2.50月）及び勤勉手当。在職期間を踏まえ、6月、12月に支給。

※ 退職手当の支給はありません。

※ 時間外勤務については、時間外勤務手当の支給または週休日の振替等により対応します。

(4) 勤務

ア 休日は、原則土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日とします。

イ 所定労働時間は1日7時間（8:30～16:30。休憩1時間）、週35時間とし、市担当者と調整のうえ作成した活動計画に沿って勤務します。

(5) 待遇等

ア 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

イ 任期中の住居は、原則として勤務地近隣の住宅を市が借り上げ提供します。JR下灘駅の協力隊の方は、隣接する市営夕焼け団地に居住していただきます。（家賃本人負担なし。ただし、光熱水費、通信料等は自己負担。）

ウ 年次有給休暇（年10日）及び特別休暇制度（夏季休暇3日）があります。

エ 公務中及び通勤中の事故と認定された場合、公務災害補償の適用があります。

オ 勤務時間中に使用する公用車、パソコン及び事務用品は、市が貸与します。

カ 活動等に要する経費は、活動内容に応じて予算の範囲内で支給します。

キ 任期中において、定住を目的とする副業の従事が可能です。※ 一定の条件あり

5 応募方法

(1) 募集期間

随時受付（採用が決まり次第、募集を中止します。）

(2) 提出書類

伊予市地域おこし協力隊応募用紙に必要事項を記入の上、直近3か月以内に撮影した写真を貼付して下記まで郵送、持参又は電子メール送信のいずれかにて提出してください。

(3) 提出先

郵送又は持参 〒799-3193

愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市産業建設部 商工観光課 地域おこし協力隊募集担当

電子メール syokokanko@city.iyo.lg.jp

※ 提出された書類は返却できません。また、提出された個人情報、本選考のみに使用し、その他の目的には使用しません。

※ 紙媒体でご応募の場合は、鉛筆や消すことができるインクのペンを使用しないでください。

6 選考方法及び実施予定期日

(1) 一次選考（随時）

受付期間終了後、書類選考を実施し、合否の結果を応募者全員へ書面で通知します。

(2) 二次選考（一次選考終了後2週間程度）

一次選考合格者を対象に、伊予市内においてプレゼン審査等を実施します。プレゼン審査においては、自身の経験や能力を生かしてどのように地域おこし協力隊として活動するか、考えを述べていただきます。日時や場所等の詳細については、一次選考合格者へ通知します。

(3) 合格発表（二次選考終了後2週間程度）

二次選考実施後、合否の結果を二次選考受験者全員へ書面で通知します。

※ 応募及び受験に要する経費は応募者の負担となります。

※ 試験形式、内容および結果（得点）に関する個別のお問い合わせには一切お答えできません。

7 合格から任用まで

(1) 選考の結果、合格者は、当該年度末（当該年度の3月31日）までを登録期間とする「伊予市会計年度任用職員候補者名簿」に登録されます。

(2) 候補者名簿に登録された方へ、内定通知書が送付されます。

(3) 地方公務員法の定めに基づき、採用時は条件付き採用となり、採用後1か月の勤務状況を評価ののち、伊予市会計年度任用職員として正式採用されます。

(4) 応募資格がないことが判明した場合は、合格者であっても任用を取り消します。

8 服務について

選考の結果採用された者は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員として任用され、同法の規定が適用されることとなります。

服務に関する規定として、同法第31条（服務の宣誓）、第32条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第33条（信用失墜行為の禁止）、第34条（秘密を守る義務）、第35条（職務に専念する義務）、第36条（政治的行為の制限）、第37条（争議行為等の禁止）の規定が適用されるとともに、懲戒処分等の対象となりますのでご注意ください。

【問合せ先】

〒799-3193

愛媛県伊予市米湊 820 番地

伊予市産業建設部商工観光課 地域おこし協力隊担当

電話 089-982-1120

Eメール syokokanko@city.iyo.lg.jp